

愛知県訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 愛知県訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 この補助金は、「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」(令和7年2月5日付老発0205第3号厚生労働省老健局長通知)で規定する事業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について別表の第5欄に記載されている事業所(以下、「補助事業者」という。)に対して、補助金を交付する。

(交付の算定方法)

第3 基準額及び補助対象経費は別表のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる事業の区分について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。
- (3) (2)の補助基本額に別表の第6欄の補助率を乗じて得た額を交付額(その額が第5の第5項の規定により算定され、通知された内示額を超える場合は、その通知された内示額)とする。この場合において、算定された額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(事前協議)

第5 補助事業を実施しようとする補助事業者が属する法人は、別紙様式1により愛知県福祉局高齢福祉課長に対して事前協議を行うものとする。

- 2 前項に定める事前協議書の提出期限は、別に定める。
- 3 第1項の事前協議は、1法人あたり2事業所までとし、提出の際は優先順位を付すものとする。
- 4 愛知県福祉局高齢福祉課長は、第1項の規定による協議を受けた場合は、その内容を審査し、事前協議の結果を法人に通知する。なお、応募多数の場合は、次の(1)から(3)に該当する事項が多い事業所より、優先して採択することとする。
 - (1) 前年度の月の延べ訪問回数が平均200回以下である補助事業者
 - (2) 事前協議時点において、事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の補助事業者

(3) 中山間地域又は離島地域に所在する補助事業者

(4) (1) から (3) までにより優先採択した後、なお予算額の範囲内で残額が生じた場合には、第3の規定を準用して、補助が必要と認められる介護事業所ごとに内示額を算定するものとする。この場合において、第3の見出し中「交付の」とあるのは「内示額の」と、本文中「交付額」とあるのは「内示額」と、「(その額が第5の第5項の規定により算定され、通知された内示額を超える場合は、その通知された内示額) とする」とあるのは「とする」と読み替えるものとする。

5 前項(4)の規定により算定された内示額の総額が、予算の残額を超えるときは、介護事業所ごとの内示額は、同項(4)の規定にかかわらず、当該残額を同項(4)の規定により算定された内示額の総額に占める各介護事業所の割合に応じて按分した額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

6 第5の第4項(4)及び前項の規定により算定された内示額は、第5の第4項に規定する事前協議の結果を法人に通知する際に併せて通知するものとする。

(申請手続)

第6 規則第3条の規定による申請書及び添付書類は、別紙様式2のとおりとする。

2 前項に定める申請書の提出期限は、別に定める。

(申請の取り下げ)

第7 規則第7条に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第8 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合、第6に定める申請手続に従い、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(実績報告)

第9 規則第13条の規定による実績報告書及びこの添付書類は、別紙様式3のとおりとする。

2 前項に定める実績報告の提出期限は、別に定める。

(補助金の交付)

第10 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第11 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式4により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。提出部数は1部とする。

2 前項の報告があった場合において、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(実施細則)

第12 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。